

球磨村過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

熊 本 県 球 磨 村

令和8年3月

目 次

第1 基本的な事項	5
1 球磨村の概況	5
(1) 位置・自然、社会・経済的概要	5
(2) 過疎の状況	5
(3) 社会経済的発展の方向性の概要	6
2 人口及び産業の推移と動向	6
(1) 人口の推移と動向	6
(2) 産業の推移と動向	7
3 行財政の状況	8
(1) 行財政の状況	8
(2) 施設整備水準の状況	9
4 地域の持続的発展の基本方針	10
(1) 地域資源を活かした「しごと」づくり	10
(2) 移住・定住の促進による「ひと」の流れづくり	10
(3) 若い世代の希望をかなえる「むら」づくり	11
(4) 村民が住み続けたくなる、魅力ある「むら」づくり	11
5 地域の持続的発展のための基本目標	11
6 計画の達成の状況の評価に関する事項	11
7 計画期間	11
8 公共施設等総合管理計画との整合	11
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
1 現況と問題点	12
(1) 移住・定住	12
(2) 広域連携	12
2 その対策	13
(1) 移住・定住	13
(2) 広域連携	13
3 事業計画（令和8年度～令和12年度）	14
4 公共施設等総合管理計画との整合	14
第3 産業の振興	14
1 現況と問題点	14
(1) 農業	14
(2) 林業	15
(3) 水産業	16
(4) 商工業・観光業	16

(5)	情報通信産業（情報サービス業含む）	18
2	その対策	18
(1)	農業	18
(2)	林業	19
(3)	水産業	19
(4)	商工業・観光業	19
(5)	情報通信産業（情報サービス業含む）	21
3	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	22
4	産業振興促進事項	22
5	公共施設等総合管理計画との整合	23
第4	地域における情報化	23
1	現況と問題点	23
2	その対策	23
3	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	24
4	公共施設等総合管理計画との整合	24
第5	交通施設の整備、交通手段の確保	25
1	現況と問題点	25
2	その対策	25
3	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	27
4	公共施設等総合管理計画との整合	27
第6	生活環境の整備	27
1	現況と問題点	27
2	その対策	29
3	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	30
4	公共施設等総合管理計画との整合	30
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
1	現況と問題点	30
2	その対策	31
3	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	33
4	公共施設等総合管理計画との整合	33
第8	医療の確保	33
1	現況と問題点	33
2	その対策	34
3	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	34
4	公共施設等総合管理計画との整合	34
第9	教育の振興	34
1	現況と問題点	34

(1) 学校教育	34
(2) 社会教育	35
2 その対策	36
(1) 学校教育	36
(2) 社会教育	36
3 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	37
4 公共施設等総合管理計画との整合	37
第 1 0 集落の整備	37
1 現況と問題点	37
2 その対策	38
3 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	39
4 公共施設等総合管理計画との整合	39
第 1 1 地域文化の振興等	39
1 現況と問題点	39
(1) 文化活動基盤の整備・充実	39
(2) 文化財の保存・活用	39
(3) 民俗文化の保存・継承支援	40
2 その対策	40
(1) 文化活動基盤の整備・充実	40
(2) 文化財の保存・活用	40
(3) 民俗文化の保存・継承支援	40
3 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	41
4 公共施設等総合管理計画との整合	41
第 1 2 再生可能エネルギーの利用推進	41
1 現況と問題点	41
2 その対策	42
3 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	42
4 公共施設等総合管理計画との整合	42
第 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	42
1 現況と問題点	42
(1) 共助のむらづくり	42
2 その対策	43
(1) 共助のむらづくり	43
3 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	43
4 公共施設等総合管理計画との整合	43
事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	44
事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）	53

第1 基本的な事項

1 球磨村の概況

(1) 位置・自然、社会・経済的概要

本村は熊本県の南部に位置し、東は人吉市及び山江村、西は葦北郡芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市、北は八代市坂本町に接し、東西 13.5 km、南北 25 km、総面積 207.58 km²であり、その 88%が山林で占められ、村全体が山間部となっている。

村の中央には、日本三大急流の球磨川が東西に流れ、川を挟んで南に国見山(969m)、北に白岩山(1,002m)等 700m以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいる。年平均気温は 17.6℃(令和 6 年)で夏季と冬季の寒暖の差が大きく、やや大陸的变化のある気候である。降雨量は比較的多く年間 2,986 mm(令和 6 年)となっている。

地質は白岩山と大坂間を結ぶ線を境として、北西部は古生層中部二疊系に属し、石灰岩が広範囲に露出し、南東部は中世層上部白亜系に属し地勢は幾分緩やかであるが、土層は深く通気性も良い。球磨川左岸の南部地帯は地質的に異なると言われているが、農耕上からは地質的性質も大差はなく生産力においても著しい差異はない。

「球磨村」は、昭和 29 年町村合併促進法に基づき、旧渡村・旧一勝地村・旧神瀬村の三村が合併して誕生したもので、旧三村とも鎌倉時代から相良領に属し明治の廃藩置県後、地方自治制度の改革により幾度か行政区画や町村数の変遷をみたが、明治 22 年町村制施行以来、昭和 29 年合併まで旧三村の行政区を形作っていた。

地域産業の主なものは農業と林業である。渡地区の一部平坦地を除き、他は全て山の傾斜地を切り開いた階段式田畑であるため、一枚の面積は小さく、日照・水利等の自然条件の悪さから生産性は低い。山林の所有形態については、大規模所有者と小規模所有者との格差が大きく、大規模所有者に村外地主が多い。また、近年においては、就業者の高齢化や担い手不足、就業人口の減少、耕作放棄地の増加といった問題を抱えている。

交通面では、村内を東西に貫流する球磨川に沿うように、国道 219 号及び JR 肥薩線が走っている。平成元年 12 月には九州縦貫自動車道の八代・人吉間が、平成 31 年 3 月には南九州西回り自動車道が水俣市まで開通し、八代市・熊本市方面への自動車による所要時間が短縮されている。また、平成 23 年 3 月には九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、九州北部地方や本州各地への移動時間も短縮されている。一方で、令和 2 年 7 月豪雨災害により、国道及び JR 肥薩線をはじめとする交通基盤に甚大な被害をもたらした。

(2) 過疎の状況

本村の人口は令和 2 年国勢調査によると 2,433 人で、昭和 35 年の 11,953 人と比較すると 79.6%もの大幅な減少となっており、減少に歯止めがかからない状況となっている。

人口減少の主な原因としては、雇用の場が少なく、新規学卒者や U ターン、I ターン希望者が村内で安定した生活を築いていくことが難しいことに大きな要

因があると考えられる。かつては基幹産業であった第1次産業であるが、本村は地形的に耕作地が狭く生産基盤の整備も遅れており、農林産物の生産性の低さや不安定であることから、第1次産業で雇用を発展させていくことは難しい状況である。さらに、地理的条件が悪く誘致企業も望めない為、新規学卒者は雇用を求めて村内から出てしまう状況となっている。

さらに令和2年7月に発生した、豪雨災害により住居を失われた方の一部が、安全な住まいを求めて村外へ転出したこともあり、人口減少が急激に進む状況となった。

(3) 社会経済的発展の方向性の概要

本村では、過疎地域の指定を受けて以来、国や県の振興方針に即しつつ、旧過疎法によって策定した計画に基づき、過疎対策に取り組んできたところである。しかしながら、若年人口の都市部への流出や少子化による人口減少は続いており、過疎地域における課題は依然として存在している。

今後も、急激な人口増や高齢化率の低下等は見込めないが、本村における課題解決に向けた諸施策を積極的に推進し、絶えず変化を続ける社会情勢を見極めながら、豊かな地域資源を有効に活用した地域づくりを推進することにより、地域の持続的発展を図っていく。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

国勢調査を基に人口の推移を見ると昭和30年の12,833人をピークに減少しており、昭和35年は11,953人、平成2年は6,150人、平成17年は4,786人、平成27年は3,698人、令和2年は2,433人となっている。人口における令和2年の減少率は全国市町村で最も高くなった。また、昭和35年と令和2年を比較すると60年間で79.6%の人口減少となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」では、令和32年には650人まで減少することが予想されており、今後更に人口減少が進むと見込まれている。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,953	人 6,150	% △48.5	人 4,786	% △22.2	人 3,698	% △22.7	人 2,433	% △34.2
0 歳～14 歳	4,749	1,041	△78.1	566	△45.6	398	△29.7	245	△38.4
15 歳～64 歳	6,467	3,901	△39.7	2,498	△36.0	1,789	△28.4	1,097	△38.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,330	855	△63.3	545	△36.3	301	△44.8	185	△38.5
65 歳以上 (b)	737	1,208	63.9	1,722	42.5	1,517	△11.9	1,091	△28.1
(a)/総数 若年者比 率	% 19.5	% 13.9	—	% 11.4	—	% 8.1	—	% 7.6	—
(b)/総数 高齢者比 率	% 6.2	% 19.6	—	% 36.0	—	% 41.0	—	% 44.8	—

※年齢不詳者数を含む

表 1-1(2) 人口の見通し（社人研推計）

区 分	令和 12 年	令和 17 年		令和 22 年		令和 27 年		令和 32 年	
	推計値	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総 数	人 1,272	人 1,101	% △13.5	人 928	% △15.7	人 779	% △16.1	人 650	% △16.6
0 歳～14 歳	101	73	△27.7	57	△21.9	50	△12.3	51	1.02
15 歳～64 歳	438	394	△10	336	△14.7	265	△21.1	207	△21.9
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	86	72	△16.3	59	△18.1	49	△16.9	35	△28.6
65 歳以上 (b)	733	634	△13.5	535	△15.6	464	△13.3	392	△15.5
(a)/総数 若年者比 率	% 6.8	% 6.5	—	% 6.4	—	% 6.3	—	% 5.4	—
(b)/総数 高齢者比 率	% 57.6	% 57.6	—	% 57.7	—	% 59.6	—	% 60.3	—

（2） 産業の推移と動向

本村の産業の主体は第一次産業であったが、産業別人口の動向を見てみると、第一次産業就業人口が全体に占める割合は昭和 35 年の 70.5%から、昭和 50 年には 48.4%、平成 2 年には 36.0%、平成 17 年には 18.7%と徐々に減少し、令

和2年には19.3%となっている。その反面、観光を含む第三次産業就業人口は年々増加しており、昭和35年には22.1%であった就業人口総数に占める割合も、昭和50年には30.6%、平成2年には33.4%、平成17年には53.0%、令和2年には55.6%となり、半数以上が第三次産業に就業している。また、就業人口総数は、昭和35年の5,352人が令和2年には1,056人となり、80.3%減少している。

市町村民所得推計による球磨村の1人当りの村民所得を見てみると、平成17年度は1,440千円で県平均2,360千円に対し61.0%、平成27年度は1,674千円で県平均2,424千円に対し69.0%となっており、村民所得の低さと県平均との格差は依然として明らかで、県内下位に位置している水準が続いている。

表 1-1(4) 産業別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,352	人 3,238	% △39.5	人 2,198	% △ 32.1	人 1,690	% △ 23.1	人 1,056	% △37.5
第一次産業 就業人口 比率	% 70.5	% 36.0	—	% 18.7	—	% 18.0	—	% 19.3	—
第二次産業 就業人口 比率	% 7.4	% 30.6	—	% 28.3	—	% 24.1	—	% 25.1	—
第三次産業 就業人口 比率	% 22.1	% 33.4	—	% 53.0	—	% 57.8	—	% 55.6	—

3 行財政の状況

(1) 行財政の状況

本村の行政組織は村長部局に、総務・復興推進・税務住民・保健福祉・産業振興・建設・会計の7課を設置している。また、議会・農業委員会・教育委員会の各事務局には専任の職員を、監査委員・選挙管理委員会の各事務局には兼任の職員を配置している。総体的には、本村の行政機構は標準的であるが、近年は地方分権に伴う権限の移譲等により、行政事務が多様化・複雑化し事務量も増加しており、住民のニーズへ柔軟かつ迅速に対応しながら地域振興を図るうえで、行政機構の再編についても十分に検討していく必要がある。また、平成20年4月に再編された21の行政区は、地域に密接した行政の核であり、この行政区を中心とした地域コミュニティ活動を積極的に支援しつつ、住民自らの手による地域づくりをどのように推進していくかが重要な課題である。

本村の財政規模は、令和5年度の歳入総額10,563,057千円に対し、令和2年度は8,460,292千円と25%増加している。構造上から見ると、歳入総額におけ

る地方交付税の割合は、令和 5 年度には 29%と歳入の半数を占めており、大きな割合を示している。一方、地方税は、令和 2 年度 219,159 千円に対し、令和 5 年度 253,384 千円と増加している状況であるが、歳入総額に占める割合は 2.4%と少ないため、地方交付税に対する依存度は非常に高くなっており、期待せざるをえない。歳出における投資的経費の占める割合は、令和 2 年度は 26.4%、令和 5 年度は 48.8%で、主に令和 2 年 7 月豪雨災害からの復興関連事業をはじめ、辺地並びに過疎対策事業による村道、村営住宅等の生活基盤整備、農道、林道等の生産基盤整備等について、国、県の補助事業を活用した事業展開を行っている。また、義務的経費の割合が令和 2 年度は 20.7%、令和 5 年度 16.9%である。今後も各財政指標の動向をより注視しつつ、過疎地域持続的発展計画に沿った均衡ある各種施策の遂行を図らなければならない。また、その他行政需要の増加・多様化に対応していくためには、乏しい自主財源の確保に最大限努めるとともに、地方交付税等の一般財源を弾力的に投入した事業の推進が必要である。さらに、起債活用による事業実施にあつては、公債費による財政負担を抑えるためにも対応事業の厳選を行うとともに、補助事業の有効活用によって均衡ある財政運営ができるよう努めなければならない。

表 1-2(1) 財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
歳入総額 A	4,511,351	4,346,561	8,460,292	10,563,057
一般財源	2,197,412	2,370,549	4,185,818	3,485,900
国庫支出金	1,056,245	350,756	1,614,547	2,846,143
都道府県支出金	459,146	380,727	638,267	748,682
地方債	528,340	358,190	1,038,210	919,270
うち過疎債	174,300	100,700	0	305,800
その他	270,208	886,339	983,450	2,563,062
歳出総額 B	4,424,431	3,984,788	7,777,262	9,187,307
義務的経費	1,389,191	1,388,440	1,609,556	1,555,054
投資的経費	684,677	1,096,687	2,054,256	3,980,454
うち普通建設事業	646,939	1,032,497	924,005	2,746,857
その他	1,293,389	1,277,797	4,113,450	3,068,801
過疎対策事業費	1,057,174	221,864	0	582,998
歳入歳出差引額 C (A-B)	86,920	361,773	683,030	1,375,750
翌年度へ繰越すべき財源 D	7,632	129,208	450,835	825,404
実質収支 C-D	79,288	66,970	232,195	550,346
財政力指数	0.141	0.120	0.150	0.140
実質公債費比率	7.9	6.0	5.2	6.9
経常収支比率	80.1	75.7	82.7	80.8
将来負担比率	22.8	—	—	—
地方債現在高	3,703,503	3,539,172	4,279,571	6,022,824

(2) 施設整備水準の状況

主要公共施設等の整備状況は表 1-2(2)のとおりであり、生活環境と住民福祉の向上のため計画的に整備を進めてきた。特に村道については、地域住民の生活道路として確保すべきであることから、着実に整備を進めてきている状況にある。今後においても、総合計画や復興計画、過疎地域持続的発展計画、長寿命化計画等に基づき、財政状況や地域における需要、効率性、利便性等を勘案し、計画的に公共施設の整備を図る必要がある。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 6 年度末
村道					
改良率 (%)	12.0	25.1	35.5	46.3	51.48
舗装率 (%)	75.6	84.6	86.0	92.2	93.46
農道					
延長 (m)	—	14,497	17,252	12,808	13,779
耕地 1ha 当り農道延長 (m)	16.9	21.8	27.9	—	—
林道					
延長 (m)	—	59,828	73,967	82,020	97,114
林野 1ha 当り林道延長 (m)	5.5	6.8	9.6	—	—
水道普及率 (%)	13.1	44.7	62.8	71.3	69.05
水洗化率 (%)	2.2	4.5	24.9	48.2	51.50
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

4 地域の持続的発展の基本方針

球磨村は、球磨川や村内に点在する棚田等の田園風景、歴史と新しい時代が融合した景観等、豊かな自然と集落の機能がうまく調和したむらである。村民は本村がもつ豊かな地域資源を活用しながら、生活を営み、地域コミュニティを形成してきたが、令和2年7月豪雨はこれまで村に恵みをもたらしてきた自然が猛威をふるい、村内全域で甚大な被害をもたらした。また災害後には人口減少、少子高齢化が一段と進み、地域の活力が失われつつある。

このような状況に鑑み、本村では「豊かな自然とともに生きみんながつながる球磨村～輝き・活力・誇りを未来へ～」を将来像とした第6次球磨村総合計画後期基本計画を策定し、地域コミュニティ事業、農林業・商工観光事業、生活環境事業、健康・福祉事業、子育て・教育事業等を推進することで、村の持続的発展を目指している。

また、これまで取り組んできた地域の課題解決や魅力向上について、デジタルの力を活用して解決・発展させていくために「第2期球磨村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「球磨村デジタル田園都市構想総合戦略」を策定した。当該戦略は本村の課題解決に向けた具体的施策を定めたものであり、これらを推進していくことが、過疎地域の持続的発展へ繋がっていくものである為、本計画の基本方針については、「デジタル田園都市構想総合戦略」の計画を基に定め、以下4つを基本方針とする。

(1) 地域資源を活かした「しごと」づくり

- ①地域資源を活かした持続可能な産業づくり
- ②地域資源を活用した観光産業の推進

(2) 移住・定住の促進による「ひと」の流れづくり

- ①ひとが集まる移住定住施策の推進
- ②関係人口の創出・各種生活支援策の積極的な情報発信

- ③転出者を減らし定住者数を維持する
- ④空き家バンクを充実させる
- ⑤定住促進のための小さな拠点をつくる
- ⑥定住促進住宅や分譲地の整備を推進する

(3) 若い世代の希望をかなえる「むら」づくり

- ①子どもたちの可能性を広げる学習環境づくり
- ②結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援・婚活支援事業の推進

(4) 村民が住み続けたいくなる、魅力ある「むら」づくり

- ①脱炭素のむらづくり
- ②時代に合った地域づくり
- ③住民にやさしい生活環境整備

5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指標	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度末)	備考
人口数	2,605人	2,321人	

※基準値の人口は令和6年度末の人口。

※目標値の人口は第3期球磨村人口ビジョンによる目標値。

6 計画の達成の状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、総合計画において行われる評価を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行い、計画期間満了後の令和13年度において村公式ウェブサイト等で公表することとする。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「球磨村公共施設等総合管理計画」は本村が保有する公共施設等の現状を多方向から把握し、人口問題、財政問題、公共施設等の質及び量の問題等の観点から評価を行い、本村の特性やまちづくりを加味した上で、公共施設等の長期的な管理方針を定めたものである。

本計画と総合管理計画の整合については、総合管理計画が、本村の人口減少や財政規模に合わせて、将来の管理コストを縮減する目標を定めていること。本計画における各事業の対象となっている公共施設については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら進めることとする。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住

本村の人口減少は深刻であり、令和2年7月豪雨の影響による人口の流出が拡大している。

本村の移住・定住促進事業として、定住促進団地の建設や移住相談会の開催、空き家バンク制度事業による移住者の受け入れ等に取り組んでいる。また、移住するにあたって、まずは交流人口を増やし球磨村を知ってもらう必要がある為、観光振興事業にも力を入れており、球磨川のラフティングや農業体験、自然景観を活かした観光事業により交流人口を増やす事業に取り組んでいる。

しかしながら、移住してからの仕事が少ないことでの生活不安や、住宅不足、紹介する空き家が山間部の不便な地域に点在している等の課題があり、興味があっても中々移住までに至らないといった状況となっている。

また、令和2年7月豪雨により、これまで整備してきた定住促進住宅が使用出来ない状況となったため、住まいの早期復旧及び安全な宅地整備を実施しているが、いまだに他市町村へ流出する流れが進んでおり、村へ転入する人が少ない状況であり課題となっている。

(2) 広域連携

人吉球磨地域においては、かねてより生活圏域を形成する圏域自治体と、消防、救急、ごみ処理施設等の広域化を進めてきたところであり、日常生活においても、車社会の進展や交通インフラの整備・充実により、通勤・通学・買物・医療等、あらゆる面で地域住民の行動範囲における広域的な結びつきを強めてきた。このような地域的な繋がりを受け、平成27年1月に10市町村の間で定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンのもと広域で、地域振興及び住民福祉の向上を図ってきたところである。

しかしながら、人吉球磨地域においても人口減少が続いており、今後においても人口減少、少子高齢化が進んでいくと想定される。人口減少がもたらす影響は地域経済の縮小や停滞、行政サービスの低下にも繋がる為、圏域全体で対策に取り組んでいく必要がある。

2 その対策

(1) 移住・定住

移住・定住を促進する為に、まずは関係人口の増加を図る必要がある。自然豊かな球磨村であることから、自然環境を活かした観光、グリーンツーリズムによる都市農村交流等の関係人口を増やし球磨村の魅力を知ってもらうことで、球磨村への興味を引き出したい。

また、移住希望者へ対応するための相談窓口強化や、デジタル技術を活用した積極的な情報発信、短期移住体験住宅を整備し移住検討者への支援を行う。

さらに、移住して生活を安定させる為には仕事と住まいの確保が重要であることから、しごと創生と定住促進住宅の建設や空き家の利活用等、住宅の確保にも取り組んでいく。空き家バンクに登録された物件のリフォームや、家財道具撤去の支援を行うことで移住希望者への負担を軽減する。

令和2年7月豪雨災害により、これまで建設してきた定住促進住宅が滅失した為、引き続き木造仮設住宅を利用した定住促進住宅の整備及び定住促進団地造成についても取り組んでいく。

地域の担い手が少なくなっている本村において、地域課題解決に取り組む担い手の確保と人材育成が重要である。そこで、集落支援員、地域おこし協力隊等の制度を積極的に活用し、定住及び地域活性化の促進を図る。

(2) 広域連携

令和7年3月に策定された「人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」に基づき、下記の事項に圏域全体で取り組んでいくことで、持続可能な圏域づくりを目指す。

- ①圏域医療体制の充実
- ②乳幼児発達相談、発達医療体制の充実
- ③障がい者（児）の総合支援の推進
- ④文化財の保護及び活用
- ⑤観光の振興
- ⑥農業の振興
- ⑦林業の振興
- ⑧地場産業支援及び企業誘致等の推進
- ⑨鳥獣害対策
- ⑩消費生活相談業務
- ⑪圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進
- ⑫人材育成の推進
- ⑬外部の専門的人材等の活用の推進
- ⑭国・県等との人事交流

目標指標	基準値（令和 7 年度）	目標値（令和 12 年度）
空家バンク契約件数	2 戸	5 戸
地域おこし協力隊 員数	3 人	10 人

3 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
I 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	定住促進団地整備 定住促進住宅整備 移住体験住宅整備	村 村 村
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家利活用事業	村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第 3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

令和 2 年の世界農林業センサスによると総農家数 350 戸に対して、販売農家は 151 戸、自給的農家は 199 戸となっており、平成 27 年時点の結果と比較すると総農家数で 111 戸が減少し、依然として自給的農家の占める割合が高い状態となっている。

農畜産業全般において、新規参入者・就農者は皆無に等しく、専業兼業共に経営継続ができず離農者が相次いでおり、放棄された農地が野生獣生息の温床となって、周囲の耕作地へ悪影響を及ぼすといった負の連鎖を招いている。この要因となっているのは、狭隘で不整形、かつ山林及び河川と隣接している農地の法面・畦畔の草払い、石積及び水路の漏水補修、出水期の河川からの土砂流入、作物を含む表土及び地盤の流出、頻発する獣害等、これらの対策に費やす時間と費用、そしてその効果が往々にして実を結ばないという実態に住民が直面しており、これが村全域に及んでいることである。

水稻については、狭小・不整形な棚田状の田畑での作付けを中心に、果樹・たばこ・畜産等との複合経営も行われているが、災害や獣害による減収も発生し、その為の対応が経営規模の大小を問わず各農家の負担となっている。さらに、令和 2 年 7 月豪雨により水田に土砂が流入した為に、作付け出来ない土地も出て

おり、一部では復旧を断念した農家も発生している。

果樹については、クリとナシが広く作付けされ本村の主要な農産物となっている。クリは山林・原野の傾斜を利用する収穫ネットにより、集荷労力の軽減が図られているが、特に球磨川右岸においては猿や鹿、猪による食害、幼齢木の折損が著しく発生し、減収の要因となっている。ナシは、一勝地果実協同組合の銘柄「一勝地梨」が広く消費者に認知されている。また、一勝地果実協同組合以外にも J A 梨部会が組織されており、品質、生産量の向上に努めている。しかし、一勝地果実協同組合の集荷施設は築後 35 年以上経過し、老朽化がみられることやどちらの組織も家族経営の集合体であるため、後継者確保がなされていない経営体の今後の生産規模の縮小が懸念される。

野菜については、運搬・作付けの労力の面から高齢者でも比較的作りやすい作物数種類を選定し、推奨作物として作付けもされているが、いずれも経営規模は小さく、売上に対して手数料や箱代等に係る経費が占める割合が高い。総じて単価が低いことから、流通量が増加傾向にある作物は市場の値崩れが起りやすく、採算が取れない状況も発生している。

畜産については、牛、豚の飼育が主に行われている。豚は、国産純粋種豚改良協議会銘柄豚認定委員会が第 1 号認定豚として認定した「一勝地赤豚」が飼育され、消費者より良い評価を得られている。しかし、経営者の高齢化とともに生産農家の減少が懸念されており、後継者の確保が喫緊の課題である。

(2) 林業

本村の森林面積は、18,190ha で総面積の 88% を占め、このうち 16,507ha が民有林となっている。(令和 7 年 6 月熊本県林業統計要覧) 林業生産額は 4 億 3 千 8 百万円で、総生産額の 3.2% にとどまり木材産業の低迷を表している。人工林率は 68% に達しているがその大部分が戦後植林されたものであり、伐期到達林が伐採できていない状況にあるため、豊富な森林資源を循環利用することが課題となっている。

このため、地域林業の振興と所得の増大を図るため森林環境保全整備事業等の補助事業や森林環境譲与税を活用し、各種の林業振興のための施策を講じ成果を上げている。

スギ・ヒノキの木材(丸太) 価格は昭和 55 年をピークに下落し続け、昭和 62 年から住宅需要を中心とする木材需要の増加により上昇したものの、平成 3 年から再び下落し、現在も低価格で推移している。ただその一方で、各地で木質バイオマス発電の稼働により建築用材に向かない未利用材(C材、D材) の需要が高まり、低質材を主体に安定した価格で推移している。

最近における木材需要は、木造住宅着工が伸び悩むなか、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材の輸出等需要拡大の方向へ進む傾向にあり、特に未利用材(C材、D材) の需要増加が期待されるが、木質バイオマス発電所が日本国内に数多く計画されており燃料用としての木材確保が懸念されているところである。

このように林業をとりまく諸情勢は依然として厳しく、需要の停滞、長期低迷等により林業生産活動活性化の見通しは不透明なものとなっている。

また、本村における林家の経営規模は 20ha 未満がほとんどで、農業あるいは

第二次、第三次産業との兼業であるため経営基盤が弱い。村内の若年層の多くは、進学や就職等により地元を離れてしまうため、後継者の確保に苦慮している。林業労働力の減少及び高齢化により、林業生産の維持拡大を図ることは困難になっているほか、シカやノウサギによる植栽した樹木の食害、角擦り等の剥皮被害が拡大する等、さまざまな課題に直面している。

しかしながら、林業の振興を図ることが村の活性化につながることから、森林整備計画を策定し各種の事業を実施しているところである。

球磨村森林組合においては、チップ工場、製材工場等を設置し、木材の付加価値を高めることにより林業所得の向上を図っている。また、品質及び性能が明確な製品の安定供給が求められていることから、乾燥施設を整備し、乾燥材として流通させることで売り上げの向上を図っている。

(3) 水産業

本村の中央を貫流する球磨川においては、豊かな水量と急流によりアユ・ウグイ・ウナギ・カニ等を水産資源とし、沿岸住民の兼業として仕掛け網によるアユ漁が行われていた。令和2年7月豪雨により球磨川の様相が一変したが、ようやく元の姿を取り戻しつつあり、アユ釣り客の姿が見られるようになった。

また、支流においては近年の局地的豪雨等に伴う土砂の流入・堆積・流出が繰り返され、ヤマメ等の生息環境が安定しない河川も出てきている。

養殖業においては、国の交付金を活用しかつて養殖場を営んできた施設を復活させ、三倍体の大鱒（球磨川大鱒）やスッポンの養殖に成功したが、水質管理や後継者の確保等の課題が残っている。

(4) 商工業・観光業

商業関係は23事業所・工業関係は34事業所（令和7年4月1日現在球磨村商工会名簿）あり、商業関係内訳としては理容業2社、石油類小売業2社、ラフティング4社、自動車類整備・小売業2社、食料品等小売業3社、その他仕出し飲食業、電力小売業、配合飼料卸売業、宿泊飲食業、郵便局、動画編集・制作撮影、梨販売で構成されている。工業関係では建築工事業12社、木材業2社、製材業2社、土木工事業5社、電気工事業3社、その他砂利採取業、建具製造業、焼酎製造業、造園業、木工品製造業、縫製加工業、電装部品修理業、食品製造業で構成されている。

食料品等小売業は、これまでも人口や集落数に対して事業者数が少なかったが、令和2年7月豪雨災害以降、さらに減少が加速した。店舗数が少なければ一店舗あたりの需要は大きくなりそうだが、実態としては村外での買い物が大半を占めており、村内事業者の売上は低くなっている。これは、人吉市をはじめとした近隣市町村が球磨村住民の主な就労場所となっており、その通勤帰宅等移動途中での買い物で充足している事が考えられる。村内の消費者がどういった店舗を選ぶか、選びやすいか、どういう商店を求めているかについては調査も必要だが、見立てとしては、満足する品揃えや品質、価格面の妥当性、店舗までの到達時間、駐車場のしやすさ、何かの「ついで」に買い物ができるか、といった面で、消費者が村外での購入を選択しているのではないかと考える。

消費者のうち買い物が不自由な高齢者等の需要において、一部の集落には移動販売車が巡回販売している。特に令和2年7月豪雨以降は、新規事業者が参入してきた為、地域の見守りを兼ねて広い地域を周れるようになっているが、一人当たりの消費額や、一日当たりの売上額に対して、車両の維持費や、売れ残った商品の廃棄損失等から採算性が低く、事業者の「地域への貢献精神」に大きく依存した状態にある。これらの事業者が経営難等を理由に巡回範囲の縮小や、前触れなく撤退した場合、買い物が困難な高齢者、地域が唐突に顕在化し、その対応に緊急性を持って迫られる事が予想される。

令和5年度より物価高騰対応重点支援事業として、「球磨村暮らしの応援券(商品券)」配布事業を実施しているが、比較的利用しやすい「コンビニエンスストア」や「ガソリンスタンド」等の一部の事業者に消費が集中する傾向となっている。

村内事業者による加工品として、木材を加工し日用品等を制作販売している一勝地曲げ、特産品であるナシを使った万能タレやジャム、夏豆を使った万十等があるが、いずれも大量生産ができる性質、或いは環境とは言えないため、事業拡大や新たな雇用にまで結びついていない。

工業部門では、建築工事業者が最多となっているが、建築や改修工事は1件当たりの事業費が高額になりがちなためか、リフォーム等小規模から中規模の依頼が主で、その他、村営住宅建設等行政からの受注が多くなっている。令和2年7月豪雨災害により住宅を失った人の再建や住宅リフォーム需要は、嵩上げ等の災害対策が進んでいないことや、木材価格の高騰等もあり、緩慢となっている。

観光部門では、球磨川でのラフティングや鮎釣り、観光名所の球泉洞、温泉施設の一勝地交流センター、農林業体験を主体としたグリーンツーリズム、棚田や史跡等をたどるウォーキングが主たるものとなっている。

観光業としては、球泉洞、ラフティング、温泉があるが、それぞれに令和2年7月豪雨による被災と新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用客は激減したが、徐々に回復傾向にある。

グリーンツーリズムでは、平成23年4月に、「田舎の体験交流館さんがうら」をオープンし、令和3年度から指定管理者として地元の地域団体が運営に携わることとなった。来訪客の田舎体験のほか、地域住民の独自性の啓発も期待されるが、事業費の過半近くを公費が占めており、事業効果の検証を行っていく必要がある。

「観光情報をお互いに自由に連絡、交換、協議しあえる場」を目的に平成14年6月に球磨村観光推進連絡協議会が発足、平成21年3月に球磨村観光協会に名称を変更し、観光振興の最前線組織として観光誘客に取り組んでいる。平成18年からはJR一勝地駅に観光案内所を設け、観光案内や切符販売の他写真展、鉄道展等を開く等地域文化情報を発信、熊本・人吉間を走るSL運行の停車時間を利用して、観光PRと特産品販売を行っていたが、現在はJRが運行しておらず、誘客糸口の一つを失った状態にある。観光名所として球泉洞のほか、国名勝天然記念物「神瀬の石灰洞窟」、人吉球磨地域の10市町村が共同で申請し日本遺産

として認定された「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化」があり、歩いて名所旧跡を巡るウォーキングコースやタクシーで観光地を巡るタクシープラン等、オススメコースを設置しているが、観光客の想いや、それを求める人がどの程度存在し、どのように観光産業につながるのか把握と仕組みづくりが確立できておらず、日常的な交流人口の増加には繋がっていない。

(5) 情報通信産業（情報サービス業含む）

本村においては、村内全域で光回線が整備されており、高速ブロードバンドサービスが利用可能であるが、情報サービス事業者は参入していない状況である。IT 企業等のサテライトオフィス等は地理的条件不利性に比較的影響を受けないことから、企業誘致の可能性はあるが、現況においてサテライトオフィス等が整備されていない為、誘致が進んでいない状況である。

2 その対策

(1) 農業

地域農業において所得を向上させるためには、生産コストの削減と収益力の強化が不可欠である。しかし、狭小で不整形な農地では作業効率が低く、生産コストが増加するという課題がある。このため、農業の基盤整備を進め、効率的な農作業が行える環境を整える必要がある。ただし、整備の実施には地権者の理解と合意形成に時間を要するため、丁寧な協議を重ねながら進めることが求められる。

一方、基盤整備の効果が表れるまでの間に収益向上を図る手段として、有機栽培の導入が有効である。近年、健康志向の高まりから有機農産物へ需要が伸びており、有機肥料の活用や無農薬による栽培を行うことで、販売単価の向上が期待できる。有機栽培は土壌分析や病害虫管理等手間がかかるものの、慣行栽培より高単価で取引されるため、収益増加に寄与する。さらに、薬草産物であるミシマサイコや薬用ショウガ、ブドウ山椒等は製薬会社との契約栽培が可能であり、価格変動に左右されず安定した収益を確保できる点で有望である。これにより、農業収入の安定化を図ることが可能となる。加えて、農薬・肥料散布等の作業負担が大きい棚田や不整形地においては、ドローンを活用したスマート農業技術の導入が作業時間短縮と労力軽減につながる。省力化と効率化を同時に進めることで、持続的な営農体制の確立が期待される。

以上のように、地域農業の課題に対しては、長期的には基盤整備と合意形成を進めつつ、短期的には有機栽培や薬草栽培の導入による収益向上、さらにはスマート農業による省力化を組み合わせることで、総合的な農業所得の向上を図る。

(2) 林業

これまで林業振興を目的とし、様々な事業を実施してきたが、今後、更に効率的な森林施業の実施を図るため、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて計画的・集約的な施業（集約化施業）を実施する。

また、林業労働力については、高齢化と林業従事者の減少が進むなかで高性能機械の導入による新技術と高レベルの生産技術を習得し、さらに、ドローン等を活用したスマート林業を推進することにより、労働強度の軽減と作業班員の育成を行うことはもちろん、若年層の林業従事者の雇用・育成のためにも就労条件の整備・改善を図り、かつ、球磨村森林組合を母体とした経営の合理化を推進し、森林の持つ公益的機能に配慮しながら、林家の安定した長期の経営計画を推進する。そのためにも林道等の路網整備を充実させ生産コストの軽減を図っていく。また、経営・管理が行なわれていない人工林については、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を推進する。

村有林については、雇用の場の確保、若手人材の育成、所得の向上を目的に、平成 25 年度から法正林化事業として毎年 10ha の主伐を実施している。

特用林産物においては、近年外国産に押され需要は大幅に落ち込んだものの食の安全面から徐々に回復の兆しがみえてきており、農林業の補完的な作目として一層の技術向上に努め、しいたけ原木の育成、竹林の園地化を図り経営の安定化を図る。さらに、素材としての出荷に留まらず、加工等により付加価値を高め、所得の向上を目指すとともに、新たな品目としてナメコの栽培を普及・推進する。

地域林業の振興を図るために、球磨村森林組合の担う役割は大きなものがあり、林家の指導的立場としての活動をさらに支援推進していく。

(3) 水産業

球磨川漁業協同組合との連携による稚魚の放流を継続するとともに、将来にわたり球磨川や球磨川に注ぎ込む支流を村の資源として活用できるよう、美しい山河を守るため植樹等を通じて水源涵養を図り、源流水を活用した球磨川大鱒やヤマメ等の養殖業については、担い手の確保を図り、産業として成立することを目指す。

(4) 商工業・観光業

令和 2 年 7 月豪雨災害以降、集落の世帯数や事業所数に変化が生じているほか、今後の復興の進捗に伴い、さらなる変化が見込まれ、人の動きや需要の変化を的確に把握し、状況に応じた対応を行うことが重要である。

そのためには、復興、再建が進む過程において、住民をはじめとする消費者がどこに存在し、どのような需要が生じているのかを継続的に把握していく必要

がある。あわせて、商工会と連携、協議を重ねながら、移動式販売車両の活用をはじめ、常設型店舗においても、状況に応じた経営規模の調整や仮設店舗での営業等、柔軟な対応が可能となる仕組みづくりを行うことで、消費者及び商工事業者の双方にとってメリットのある環境整備を図る。

また、住民及び商工事業者が機能的かつ持続的な経済活動を行い、健康で文化的な生活を確保していくためには、総合的な土地利用計画のもと、住民の理解を得ながら計画的に生活圏の形成を誘導していくことが不可欠であり、これは商工業の持続的発展を図る上で重要な取り組みである。

観光面では、令和6年度に「観光振興計画」を策定し、観光組織の設立や球磨村のブランディング、オンリーワンの観光コンテンツづくりを推進する。特に情報発信とともに魅力ある観光地作りが必要になる。来訪者のみならず住民にも安らぎのある村として景観整備を進め、国名勝や日本遺産に限らず地域固有の歴史や伝統を反映した活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の自然、住居群が一体となって形成してきた地域の環境については、教育委員会との連携を図り、保全・活用していくため専門的な知識を持つ人材の育成を図るとともに、地元ガイドの養成のほか周辺の環境整備を進め観光客の誘致へ繋げる。

各種イベントやウォーキングコースの開発等については、「また来週も行ってみよう」、「来月は知人を誘って行ってみよう」といった、日常的な週末や連休、或いは平日等において、観光事業者、商工事業者への客の流れを誘発するような、魅力や持続性を備えた仕組みづくりと環境整備を実施する。

また、旧渡小学校跡地周辺に、地域産業の活性化や交流・関係人口創出を目的とした、賑わいづくりの拠点（道の駅、復興祈念公園）を整備する。

グリーンツーリズムの推進では、田舎の体験交流館さんがうらの敷地に農泊施設を整備する。

企業誘致促進では、新たな産業と雇用の創出に向け、レンタルオフィスを整備するとともに、新たなビジネスの創出に意欲のある個人、企業に対して積極的な支援を行っていく。

(5) 情報通信産業（情報サービス業含む）

情報通信産業については、現状においては参入の無い分野であるが、地理的条件不利性に比較的影響を受けない産業である為、本村においても誘致の機会はあると考える。本村は村内全域で光回線を利用できる為、今後サテライトオフィス等の整備を行い、情報通信産業の誘致を推進し、新たな産業振興に繋げていく。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
観光入込客数	63,000人	110,000人	

5 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

本村の情報通信については、平成22年度に村内全域へ光ファイバー網による情報通信施設を整備し、公共施設間のイントラネットとして利用しているほか、公設公営による高速インターネット接続サービスやデジタルテレビジョン放送再送信サービスを提供しているが、実際にパソコンによるインターネットを利用する世帯は限られており、特に高齢者における情報リテラシーは低水準である。また、情報通信施設そのものについても、その他の公共サービスの導入等利活用施策も含めて施設能力を最大限に活用できていない状態である。

携帯電話については、整備した光ファイバー網を伝送路として活用し、携帯電話不感エリアの解消にもつなげており、村内のすべての集落において携帯電話の使用が可能となっている。しかしながら、集落内に電波の弱い区域があり、集落間の道路や林業従事者が活動する山林等に依然として不感エリアが残っている。すべての携帯電話事業者を利用できないことや、年々高速化する携帯電話電波を利用した高速通信への対応の遅れ等の課題がある。

防災行政無線については、平成30年度から令和3年度にかけてデジタル化整備を行い、住民への重要な情報伝達手段として有効活用している。また、聴覚に障害のある方への対策として音声放送以外に文字放送等の機能が充実した。しかし、豪雨等の気象状況により一部の地域において、不感状態が発生する場合がある。また、村内の多くの地区は山間部に点在しており、公共交通機関も充実しているとは言えない状況である。このため役場に来なくても各種手続や住民サービスの享受ができる環境の整備は急務であり、地方公共団体のアナログ規制の見直しの取組を踏まえ、現在の紙ベースでの業務を見直し、DXへの取組みを強力で推進していかなければならない。

2 その対策

情報通信施設については、村内全域・全世帯に対し整備が完了しているが、公設公営により各種サービスを提供していくため、今後は施設の安定的な運営・維持に力を注いでいかなければならない。また、施設能力を最大限に活用できるよう、新たな公共サービス等の導入についても、福祉・医療・教育・防災等あらゆる

る住民のニーズを考慮しながら検討していく。さらに、住民一人ひとりが情報通信施設の恩恵を享受できるよう、情報リテラシーの向上のための学習機会の創出や啓発を行っていく。

また、情報通信技術は急速に進化しており、今後も新たなサービス形態や多様な利用ニーズへの対応、さらには高度な維持管理体制の確保が求められることから、今後は、こうした変化に柔軟かつ持続的に対応するため、民間事業者のノウハウや経営的柔軟性を取り入れることを視野に、公的責任の確保を前提としつつ、民間活力の活用による持続可能な情報通信基盤の運営体制を構築していくため、従来の公設公営方式から、公設民営方式への移行を検討する。

防災行政無線については、特に災害等緊急時には無線の利点を活かして瞬時に村内全域に情報を提供できる等、今後も有用な情報伝達手段であるため、常時使用できるよう維持管理に取り組んでいく。また、音声放送以外の機能を活用し、SNS等を含め、多様なツールで情報を得られる体制を構築することに努める。放送の聞こえ方については、屋外拡声子局並びに個別受信機に不備が生じた場合は、個別に対応し、常時適切に放送が聞こえる状態を維持することに取り組んでいく。電子自治体の構築を推進するため、ICT等の進歩に対応した改修に取り組む。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
村インターネット加入件数	352件	370件	基準値の5%増加

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線施設管理事業	村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

本村における道路網は、村の中央を球磨川に沿って国道 219 号が走り、県道の主要地方道 1 路線・一般県道 3 路線、村道の 76 路線からなっている。国道、県道及び村道はほとんどが舗装されており、生活の利便や産業活動の基盤として、村の発展に大きく寄与しているところであるが、急カーブや幅員狭小等改良すべき箇所がまだ数多く残されている。令和 2 年 7 月豪雨災害により多くの橋梁や路線が被災したが、現在は復旧が進み、順次開通している。しかしながら、

国道 219 号は、災害の影響により通行止めの対応がとられており、完全復旧へは時間を要する状況となっている。

令和 2 年 7 月豪雨により、大きな被害を受けた J R 肥薩線については、令和 7 年 4 月に鉄道で復旧させることが、熊本県と J R 九州で最終合意され、令和 15 年頃の復旧見込みとなっている。

路線バスについては、平成 23 年度から球磨村福祉バスと産交バスを含めた球磨村全体の公共交通体系の再編に取り組み、平成 26 年 4 月から球磨村コミュニティバスの運行を開始している。村内全域に 7 路線を設定し、一部路線を除いて週 3 日運行している。また、国道 219 号の幹線は毎日運行し、乗り換えなしで人吉市内まで運行している。

2 その対策

住民が安心して生活を営むための基盤となる交通体系の整備には、これまで意欲的に取り組んできたところである。しかし、近年の社会情勢は情報化等が進み、交通手段に対するニーズも高速性、安全性、快適性等に見られるように高度化、多様化してきており、新しい時代に対応した交通体系の整備を推進していく。

平成元年 12 月に九州縦貫自動車道の八代～人吉間が開通したことにより、国道 219 号の交通事情が一変し、交通量が減少したものの、地域間交流や緊急時の代替え機能確保の必要性から、国道 219 号の改良等による整備が望まれる。

また、高齢化、過疎化が進むなかで、核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増加していることから、公共交通手段への住民ニーズに対応するため、村内の幹線道路の充実と、それらを結ぶ道路の整備拡充、公共交通機関の整備を一体的に進めながら、村民が「安心して住めるむらづくり」を積極的に推進しなければならない。このような視点に立ち、交通通信体系の整備は広域的に国・県・近隣市町村等の各種事業と一体となって進め、広域ネットワークのなかで計画する。

県道は、4 つの路線があるがいずれも幅員が狭く急カーブが多く危険であることから、早期改良を求めていく。また、児童・生徒の交通安全を図るため、歩道橋あるいは歩道の設置等の整備の事業化に向けた調査検討を要望していく。

村道・林道・農道については、幹線となる道路を優先的に改良舗装するほか、特にスクールバス路線については、安全運行できるよう最優先する。また、老朽化した施設については、適切に維持管理を実施し、安全で安心な道路空間の確保に努める。

J R 肥薩線、くま川鉄道、コミュニティバス等公共交通機関の役割は大きく、存続を含め、村民の利便性を考慮した運行について関係機関と協議しその対策を講じる。J R 肥薩線については、鉄道での復旧が決定されたことから、復旧後の利活用について関係機関と協議し、その対策を講じる。くま川鉄道については、鉄道会社と市町村で構成される管理機構による管理、運営となるため、適切に鉄道及び車両の管理、運営に努め、利活用について関係機関と協議し、その対策を講じる。また、住民や交通弱者がその地域で安心して生活できるよう、公共交通網の整備をさらに図る必要がある。ただし、公共交通については、地域別・交通手段別に検討してだけでなく、各交通手段の総合的な再構築・再編成についても検討する。

目標指標	目 標	備 考
J R 肥薩線	J R 肥薩線の復旧後の利活用について対策を検討していく	
村コミュニティバス	村内コミュニティバスの運行を維持していく	

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	横井大槻線改良 第二茂田線改良 毎床越線改良 岡線改良 第二田代線改良 渡大槻線舗装修繕 神瀬大岩線舗装修繕 横井大槻線舗装修繕 渡大槻線法面対策 通学路要対策箇所整備工事 村道全線維持 村道新規開設 橋梁長寿命化事業	村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村
	橋りょう		
	(3)林道	東俣線開設 川島大岩線改良 大槻大岩線改良 一里山線改良 林道全線維持 山江球磨線開設 川島大岩線開設 岡大槻線開設	村 村 村 村 村 県 県
	(5)鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設 軌道車両 その他	くま川鉄道管理運営事業 くま川鉄道管理運営事業 くま川鉄道管理運営事業 くま川鉄道管理運営事業 くま川鉄道管理運営事業	管理機構 管理機構 管理機構 管理機構 管理機構
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通活性化対策事業 橋梁長寿命化事業	村 村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

住民が健康で快適な日常生活を送るには、水道をはじめ、し尿、ごみ等の一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理や河川等の水質汚濁の防止等、居住環境の整備を進めることが不可欠である。しかし、経済成長に伴って大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭・振動等の人的災害が環境を悪化しており、また、地球温暖化がもたらす異常気象に伴う大雨や洪水等の自然災害も多発している。

本村の公害としては、大気汚染・水質汚濁・ごみの不法投棄・騒音・振動・悪臭等があるが、これらは生活水準が向上していく中で、年々発生の度合いが高まってきている。加えて、新ごみ処理施設建設関連にて、人吉球磨広域行政組合負担金の増加が見込まれる等の課題も多い。

水道施設は、球磨村簡易水道施設が、平成 28 年度に策定した耐震化計画により、平成 30 年度から国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、渡配水区を耐震管へ更新する工事を進めてきた。しかしながら、令和 2 年 7 月豪雨により水道施設が被災したため、令和 2 年度からは耐震化事業は中止し、復旧工事を進めている。しかし、渡配水区において漏水事故が多発しているため、令和 6 年度から渡配水区の耐震化事業を再開した。

簡易水道以外の地区で管理運営している地区営水道では、簡易水道施設と同じように令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた地区が多く発生した。地区営水道の施設については、地区での管理となる為、復旧工事費や維持管理費の課題がある。また、近年の激しい気象の変化により、水不足や濁水が一段と深刻化している地域が見受けられる。

消防関係では、球磨村消防団が平成 20 年度より 6 個分団に再編成され、住民の生命・財産を守ることを目的に活動している。近年の消防団員の減少に伴い、消防団の機能を充実させるため、令和 6 年度に消防団OBによる特定機能別消防団員の導入を行った。さらに、機動力を充実させるため、小型動力ポンプ積載車や消防資機材の充実等に取り組んできたが、消防団員数の確保は難しい状況である。

また、地域の消防力の維持・充実のため、消火栓等の消防水利の整備に取り組んでいるが、自然水利の確保や消防団の詰所整備等の課題も多い。

消防団員が減少する中で適切に消防水利の個所と状態の把握を行い、効果的な運用を推進していく必要がある。

地域防災力を高める体制整備では、災害発生時に速やかに対応し被害を最小限に抑えるため、総合防災マップを改訂し、避難場所や危険個所等の周知、必要な訓練を実施する等、災害対応能力の向上に努めるとともに高齢や障害等により特別の配慮が必要な人（要支援者）の避難体制の整備が必要である。

交通安全では、交通事故の発生については、全国的に減少傾向にあるものの、発生件数に占める高齢者の交通事故が増加傾向にあり、高齢者の交通事故防止対策に重点を置いた取り組みを関係機関と連携し展開していく。また、生活文化の変化・向上に伴う各家庭の生活排水処理については、球磨村循環型社会形成推進地域計画のもと、浄化槽や共同排水施設による処理を進める必要がある。

定住促進施策については、村営住宅団地を整備し、渡地区に一王子団地として宅地造成を行った。また、一勝地地区、神瀬地区にも定住促進住宅を整備してきたが、令和 2 年 7 月豪雨により浸水被害に遭い、65 戸の住宅を解体することとなった。今後、村を復興していく中で定住促進団地を整備していく必要があるが、平地が少ない地形である為、用地確保等の課題も多い。

2 その対策

公共事業等の大型開発事業の実施に当たっては、事業の実施に伴う環境への影響を調査し、関係機関の協力を得て、発生源規制の監視体制を整え、あるいは公害防止施設の設置等の指導強化に努める。

水道は日常生活上、また産業活動にとっても欠くことのできないものであり、村営の簡易水道の維持管理の強化に努めるとともに、地区の共同給水施設を整備することにより水不足や濁水で悩む地域の解消と住民の健康保持に資する。また、消防水利の消火栓や防火水槽の施設の併設も考慮して計画する。

生活排水処理施設については、生活環境を整えていく上で、また衛生的見地からも特に必要であるので、今後も生活排水処理基本計画により「浄化槽設置整備事業」等を推進するとともに、ソフト面では住民と一体となった展開が不可欠であるため啓発活動、清掃活動、家庭の発生源対策を実施する。

また、住民生活や産業活動によって排出される、し尿やごみ等の汚廃物は早急に除去処理される必要があり、広域行政組合で運営している各施設を充実させ生活環境の向上に努める。

消防関係では、消防団員の確保のため、社会情勢に応じた消防行事の見直しや消防団の資機材の充実、分団運営に対する補助等の検討を行い、消防団活動の支援の充実に取り組んでいく。また、令和2年7月豪雨で被災した消防団詰所の再建等、消防団活動拠点整備の支援の充実努めていくとともに、機動力を充実させるため、各分団に整備完了している小型動力ポンプ付積載車については、配備年数が20年前後の車両を中心に計画的な更新に取り組んでいく

さらに、消防水利については、集落状況等の地域の状況に沿った整備を促進するため、現状の正確な把握を行い、計画的な整備に取り組んでいく。

地域防災力の向上では、総合防災マップの改訂を行い必要な情報の提供を進めていく。

交通安全では、カーブミラー等の交通安全施設の設置個所の把握を適切に行い、必要な整備につなげていく。

定住促進対策としての宅地造成・住宅建設については、地域の産業経済等の将来を見据え、土地購入等財源の確保について検討し、計画的な整備を積極的に推進する。また、住宅建設にあたっては、地場産材を使用し、球磨村の風土・景観に調和した魅力ある住宅団地を形成していく。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
浄化槽設置による水洗化率	61.50%	65.50%	基準値の4%増加
小型動力ポンプ付積載車更新	毎年1台ずつ更新していく		

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
5生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道 その他	簡易水道施設維持補修 渡配水区配水管耐震化事業 毎床地区内配水管更新事業 共同給水施設整備（飲料水供給施設） 「安心安全な飲料水」推進対策事業	村 村 村 地区水道組合 地区水道組合
	(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	村
	(5)消防施設	消防小型ポンプ積載車等整備事業 消火栓、消防水利等整備事業	村 村
	(7)過疎地域持続的発展進特別事業	消防水利実態調査事業 交通安全施設実態調査事業 総合防災マップ改訂事業 広域行政組合負担金（ごみ処理） 広域行政組合負担金（し尿処理） 一般廃棄物収集運搬委託料	村 村 村 村 村 村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進

1 現況と問題点

本村では、高齢化率が50%を超え、少子高齢化に伴う急激な人口減少が続いており、過疎化の進行や共助機能の低下等多くの課題に直面している。

このような状況の中、児童福祉においては、「第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりを目指し、「安心して生み育てられる環境づくり」「子どもの健やかな成長のための教育環境の整備」「様々な環境で育つ子どもの健やかな成長」「子育てを応援する環境づくり」の充実に向けた取り組みを推進している。本村では、これまでも子育て支援施策については総合的に推進してきたところであるが、今後は更に地域や関係機関が連携して、社会全体で子育てできる環境を整え、子育て家庭を支援していく必要がある。

高齢者福祉においては、「第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援の必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続ける

ことができるための支援を行う地域包括ケアシステムの構築を目指しているところである。この実現に向け、安心して利用できる介護サービスの実施、介護人材の確保、医療と連携した支援を行うとともに、生きがいを持った元気な高齢者を育成するために高齢者の社会参加、健康づくりに向けた取り組みが必要である。しかし、本村では生産年齢人口減少と高齢者サービス受給者の増大により、公的サービスだけでは支援を必要とする高齢者を支えることが厳しくなってきたことから、地域住民との連携・協働による支えあいがこれまで以上に必要となってきた。

障害者福祉では、障害者総合支援法に基づき「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の生活や自分らしく生きるための活動を支援するため、障害のある人のニーズを踏まえ、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができるよう支援しており、今後は、障害者が自らの意志でサービスの選択、決定ができるようにサービスの充実を図ること、社会活動への参加の機会の確保等が求められている。

地域福祉推進のためには、村民、村、福祉関係機関等、福祉活動を実践している人同士のネットワークづくりや活性化の支援を推進するとともに、住民相互の支えあいの意識が高まるよう地域の実情に対応した施策の展開が必要である。

保健・健康増進については、本村の健康課題として、県や全国と比較して、高血圧症や脳血管疾患、虚血性心疾患を含む「循環器系」及び糖尿病や脂質異常を含む「内分泌系」の疾患が多く、男女ともに高血糖・腎機能のリスクが高い。また、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍も多い状況であり、健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る為に、生涯を通じた健康づくりへの取り組みが重要である。

本村の各種健診・母子保健・介護予防事業等を適正に実施していく為には、環境が整った施設が必要であるが、令和2年7月豪雨被災後、使用できる施設が限られている。特に集団健診においては、健診会場の選定に支障をきたしている状況のため、適正に事業を実施するための施設整備が必要である。

令和2年7月豪雨で被災された被災者の中には、生活環境の変化や生活再建に対する不安等から心理的ケアが必要な方々もあり、日々の食生活や運動といった生活習慣改善に意欲が見出せない状況もみられている。住民が安心して生活でき、自ら意欲的に健康づくりに取り組めるようにするには、生涯を通じて自分の「心と体」について意識や振り返る機会を多く持つことが重要であり、そのためには身近に医療機関があり、行政と連携した保健指導や介護予防に取り組める体制が大切であるが、村の現状として診療所が一つしかない状況である。

2 その対策

児童福祉については、「子ども・子育て3法」のもと、幼児期の学校教育・保

育に関する保護者の選択肢が増えたことから、ニーズに応じた幼児期の学校教育・保育の実施及び提供を行うとともに、子育て支援として、子ども医療費助成事業、保育料・副食費の無償化、地域子育て支援拠点事業の充実等を行うとともに、保育サービスの充実により子育て支援の強化に努める。

高齢者福祉においては、高齢者が自ら健康を維持することはもとより、壮年期から意識的に生活習慣病予防や健康づくり、介護予防に取り組む必要がある。また、同時に高齢者の独り暮らしや認知症の者が増加している中で医療、介護、予防、住まい及び生活支援の連携を強化し、公的サービスと地域の支えあい活動を結びつけた介護予防等の取り組みを実施する必要がある。このため、地域住民、介護事業所、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような見守り支援の体制整備を推進する。これまで実施してきた、緊急通報体制等の整備や外出支援サービスの充実、ふれあいサロンや健康づくり出前講座の実施、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの支援等を推進するとともに、今後は買い物支援や移動支援等の身近な生活に関する支援の検討も行い、高齢者の地域での生活を支援する。

障害者福祉においては、「第7期障害福祉計画」に基づき、本村の実状を踏まえた福祉施策の実施を目指す。障害福祉サービスが必要な人には、一人一人のニーズに応じた支援を行い、地域で暮らす人に対しては、必要なサービスが適切に利用できるよう相談支援体制の強化に努める。また、障害のある人の自立や社会参加に向けて、関係機関と連携し就労支援を推進していく。

地域福祉を推進していく上で、すべての人々が自分らしく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援していくためには、住民同士の支えあいやボランティア活動等と行政や事業所が提供する福祉サービスとを組み合わせた共助の形が必要である。村民一人一人が福祉への理解を深め、自分でできる範囲で福祉活動の実践に取り組む意識の高揚を目指し、老人クラブ、ボランティア連絡協議会、民生委員児童委員協議会等、地域福祉に係る団体を支援するとともに、連携を図りながら地域福祉活動を推進していく。福祉活動を支える地域の体制については、行政はもとより、住民や地域のさまざまな団体、福祉サービスを行う事業者等を担い手としてネットワーク化を強化し、相互に協力しながら地域福祉を推進していく。

保健・健康増進においては、医療機関と十分な連携を図り、医療受診が必要な者に対し、適切な働きかけや治療継続を促すとともに、医療受診を中断している者についても保健指導を行うとともに個人の状態に応じた保健指導の実施により生活習慣病の発症予防・重症化予防につなげる。

生活習慣病は自覚症状がないため、まずは健診の機会を提供し、健診の受診率向上を目指し、また、軽症時に通院せず、重症化して入院するケースが多いことから、重症化予防、医療費適正化へつなげるために、適切な時期での受診を促し、

入院に係る医療費抑制を目指す。

さらに、今後とも、医療、保健及び福祉分野が密に連携し、住民が心身ともに健やかな日常生活を送れる体制づくりを進めていく。

また、事業を適正に実施できる環境も必要であることから、建設が予定されている渡復興まちづくり支援施設内に各種健診・母子保健・介護予防事業等を実施できる設備の整備を計画していく。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
特定健診受診率	56%	59%	基準値の5%増加
特定保健指導率	60%	63%	基準値の5%増加

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センター施設維持補修	村
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	幼児教育・保育の無償化 高齢者支援事業 子ども・子育て支援事業 障害者支援事業 地域福祉活動支援事業 子ども医療費助成事業	村 村 村 村 村 村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第8 医療の確保

1 現況と問題点

生活水準の向上や快適な生活環境が整備された今日、医療技術の進歩、医療施設の充実、健康意識の高揚と相まって平均寿命は年々延びており、本村の高齢化率も50%を超えている状況となっている。高齢化率が高くなることに比例して医療ニーズも高まる為、村民が住み慣れた地域で質の高い医療サービスを受けられる体制を維持していくことが大切である。

本村においては、一勝地地区の球磨村診療所が村内唯一の医療機関である。過疎化、高齢化が進む本村においては、今後も身近な地域で医療受診できる体制を維持していくことが重要である。

また、診療所までの通院距離が非常に遠い地区もあり、通院手段の確保の面でも課題がある。

2 その対策

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が営めるよう、また無医村とならないように、関係機関と協力しながら、球磨村診療所における適切かつ効率的な医療体制を確保していく。救急患者や専門医療、高度医療が必要な場合は、診療所だけでは対応できない為、適切な医療が行われるように、近隣の医療機関や人吉下球磨消防組合との連携を図っていく。

また、診療所から離れた場所に住んでいる住民も通院しやすいよう、公共交通の利用も含めた環境づくりを進める。

目標指標	目 標	備 考
診療所の存続	診療所が将来にわたり存続できるように関係機関と協力していく	

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	球磨村診療所指定管理委託 一般検診事業	村 村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

平成22年度から渡小学校、一勝地小学校、球磨中学校となっていたが、令和2年7月豪雨により、渡小学校が被災し、一勝地地区に仮設校舎を建設し、一勝地小学校と球磨中学校に隣接した学校生活となった。

さらに、令和2年7月豪雨を契機として、村外への転出が増加し、児童生徒も減少したことから、令和4年度には小学校2校で複式学級が生じた。

このような状況であったため、学校再編検討委員会を設置し、協議を行った結

果、公立学校を再編し、令和 6 年 4 月に義務教育学校の球磨村立球磨清流学園を開校した。今後は、義務教育学校のメリットを最大限発揮できる学校づくりを目指す。

一方で、球磨清流学園は旧一勝地小学校と旧球磨中学校の施設を活用した分離型校舎での学校運営であるため、校舎間の移動や教職員の情報共有等で大きな課題がある。また、球磨清流学園南校舎として活用している旧球磨中学校校舎は、建築後 50 年ほどが経過しており、老朽化が進んでおり、毎年の維持補修費も必要となっている。これらのことから、義務教育学校としてのメリットを最大限に生かした施設整備とするため、一体型校舎の整備へ向けた議論を進めていく。

通学に関しては、村内に点在している集落から通学するため、児童生徒の 7 割以上がスクールバス通学となっている。児童生徒の安全安心な通学のためには、通学路の整備と併行して、計画的なスクールバスの更新も必要となる。

学校 ICT 教育に関しては、国の GIGA スクール構想に基づき、児童生徒一人ひとりにタブレット端末 1 台を貸与している。また、本村は令和 4 年 8 月に Google for Education パートナー自治体プログラムに参画し、研修実施等の支援を受け、ICT を活用した学校教育を推進している。今後も円滑な学校 ICT 教育を進めるためには、タブレット端末の計画的な更新や、学校通信ネットワークの整備、管理等が必要となってくる。

(2) 社会教育

近年、産業・就業構造の変化や余暇時間の増大、少子高齢化や情報化、グローバル社会の到来等様々な社会情勢の変化のなかで、学習への関心は年々高まりを見せており、学習情報の収集・提供及び指導者の養成、普及啓発に努め、住民のニーズに応えられるよう事業を拡充していくとともに住民の価値観の多様化と変容に対応し、心の豊かさの醸成に努めなければならない。

また、全ての教育の出発点である家庭教育において、都市化や核家族化、少子化、雇用環境等により地域とのつながりの希薄化や、子育てを学ぶ場、助け合う機会の減少等、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化している。

その一方では、地域の課題として、人づくり・村づくり（地域におけるリーダーの育成）に生かす学習プログラムの提供や、豊かな社会体験や実務経験を有する高齢者や地域の人材を活用できる環境づくりも不可欠となっている。

社会体育では、村民が健康で明るく豊かな生活を送るため、スポーツ・レクリエーションの役割は大変重要である。村民スポーツ総参加を目標に、スポーツ協会組織を育成しスポーツ行事の検討・普及、そして自主的・継続的活動が行うことのできる環境の整備を行い、生涯スポーツ実践の基盤を確立する必要がある。また、平成 19 年度には総合型地域スポーツクラブ「くまむらスマイルスポーツ

クラブ」が設立され、地域スポーツ・レクリエーションの基盤確立を目指し、活動が行われている。

熊本県では、平成 27 年 3 月に「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を策定し、小学校の運動部活動は社会体育へ移行することとした。平成 27 年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、令和元年度より社会体育へ移行しているが、今後の活動を更に活性化させるために活動場所や指導者の確保、学校との連携等について検討する余地がある。

社会体育施設においては、令和 2 年 7 月豪雨により総合運動公園の敷地には宅地や福祉施設が整備されており、住民の体力向上や交流の促進に寄与する体育施設の整備が必要である。加えて被災した渡多目的集会施設の代替施設や必要な公民館の整備も求められている。

2 その対策

(1) 学校教育

現在の学校教育の最大の課題である球磨清流学園の校舎整備については、むらづくりの方向性、公共施設の複合化、災害発生時の避難所機能等を考慮したうえで、一体型校舎の整備を目指す。整備する際の財源については、国庫補助金や地方債を活用し、村の財政負担の軽減に努める。

通学に関しては、通学路安全推進会議の内容を関係機関で共有し、安全な通学路整備を行うとともに、通学に必要なスクールバスの更新も計画的に進めていく。

学校 ICT 教育に関しては、国の補助金を活用した計画的な更新を行う。また、学校の通信ネットワークについても、円滑な学習が可能となるように適正な保守管理に努める。

(2) 社会教育

生涯学習体系の確立を目指し、人々が生涯の各時期においてあらゆる生活の場で、自主的に参加できるような学習機会の拡充を図るとともに、多様化・高度化する学習要求に対応する社会教育基盤の整備拡充を図る。また、地域の優れた人材の活用や、学校と地域が持っているそれぞれの教育機能及び施設を活用した学社融合の要である地域学校協働活動の推進を図り、家庭や地域での豊富な生活・社会体験・自然体験を通じ、家庭教育の充実と心身共に調和のとれた健全な子どもの育成を目指す。

また、村民が健康で活力ある社会生活を営むために、自ら進んでスポーツに親しむ機運を高め、それに対応する環境の整備を行う。

小学校運動部活動の社会体育移行については、平成 27 年 11 月に検討委員会を設置し令和元年度より活動しているが、今後も地域や学校の実態に応じた活

動環境・体制（活動時間、場所、施設の整備、指導者等）及び活動内容等について定期的に検討することや指導者の資質向上研修会等を開催し、社会体育の更なる充実を図る。総合運動公園グラウンドの代替施設として渡地区遊水地内に公園を整備するとともに、渡多目的集会施設の代替施設として旧総合運動公園内に集会施設を整備する。また、塚ノ丸団地において、住民の拠り所となる公民館を整備する。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
一体型校舎整備	一体型校舎の整備完了		

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 スクールバス・ポート 給食施設	球磨清流学園北校舎維持補修 球磨清流学園南校舎維持補修 球磨清流学園一体型校舎整備 学校通信ネットワーク整備事業 球磨清流学園屋内運動場維持補修 スクールバス更新 給食施設整備事業	村 村 村 村 村 村
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	塚ノ丸団地公民館整備事業 公民館等整備（複合施設） 渡地区復興まちづくり支援施設整備 渡地区遊水地公園整備事業	村 村 村 村
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	生涯スポーツの普及・充実 球磨清流学園南校舎等解体事業 学校ICT教育推進事業 プログラミング教育支援事業 義務教育学校教科書等整備事業	村 村 村 村 村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第10 集落の整備

1 現況と問題点

本村では、村の中央を流れる球磨川の沿岸と、球磨川に注ぐ支流沿いに79の集落が散在しており、平成20年4月に行政改革の一環として、自主的な地域づくりを積極的に支援することで、自律的な協働によるコミュニティの形成を目指し79の集落を隣接の集落と統合して行政区を整理する「コミュニティ再編」を実施した。このコミュニティ再編によりこれまでの79の集落を単位とした行政区から、21区の新しい行政区が誕生し、この行政区を中心とする様々なコミ

コミュニティ活動を展開している。「行政区」と共に、「消防団分団」は10分団から6分団へ、体育協会については9分会としての活動は終了し、新たに公民館活動として6分館を編成した。

令和2年7月豪雨災害により地域コミュニティは大きな打撃を受け、消滅したコミュニティや災害公営住宅や被災者のための分譲地の完成により、新たに設置されたコミュニティが存在している。

新型コロナウイルス感染症や災害により希薄化したコミュニティ活動をどのように盛り上げていくかが課題であり、そのサポート体制を村が如何に果たしていくのが今後の取り組みにおいて重要なカギとなる。

また、過疎化による人口減少に伴い、村内の空き家も増加傾向にあり、移住者等による活用が期待されている一方で、老朽化により廃屋と化したものもあり、防犯・防災面での悪影響も懸念されている。

2 その対策

本村では、自主的な地域づくりの活動を積極的に支援することで、自立的な協働によるコミュニティの形成を推進している。平成20年4月の行政区再編当初から村の職員を「行政区担当職員」として各行政区へ配置し、区長文書の送達、行政区内の地域づくり等への助言、協力、行政区の実態把握について積極的な地域との関わりを展開している。

地域活動の根幹であり、生活道路でもある村道等の整備は現在も進行中であり、今後においても、林業等の産業経済の基本となる林道等と併せて、より一層の整備・改良を進める。

また、高齢化、過疎化の進展により空き家活用の面で積極的な支援も重要となる。

空き家については、平成27年度から実施している空き家調査を継続して実施していくとともに、調査結果をもとに利活用と防犯・防災の両面から対策に取り組む。

さらに、集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化する等「小さな拠点」の形成を検討するとともに、「地域おこし協力隊」等の制度を活用し住民の自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりに努める。

目標指標	目 標	備 考
行政区の維持	21区の行政区を維持する	

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
9集落の整備等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	行政区管理維持事業	村
	(3) その他	小さな拠点整備事業	村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第1章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

(1) 文化活動基盤の整備・充実

地域の活性化を図る施策として、文化活動が果たす役割は大変重要であり、「心の健康づくり」である文化活動を通じ、知識と技術を身につけ、自らの成長を楽しみ、意欲的な取り組みを図る必要がある。

「文化協会」は、現在、11 サークル（陶芸・絵画・写真・パッチワーク・山野草・華道・庭木づくり・英会話・フラダンス・歌声・歴史の会）で活動を行っている。

「球磨村文化祭」「ふれあいまつり」等で発表・展示をしているが、年々会員の固定化や高齢化により会員数、サークル数が減少しており、それに伴い活動成果の発表機会も減少しているため、活動や発表展示ができる場所の確保や、文化活動の拠点となる施設の整備が急務である。

(2) 文化財の保存・活用

本村には先人から受け継がれてきた数多くの文化財があり、文化財保護専門委員会による調査と文化財指定の推進に取り組み、有形・無形文化財の保護に努める必要がある。

また、各地区に古くから存在する金属器、石碑・墓碑、岩等に刻まれている文字や故人の功績を後世に継承することが求められている。

神瀬堤岩戸地区にある県指定天然記念物「神瀬の石灰洞窟」が、平成27年3月10日の文化庁官報告示により、肥後領内名勝地のうちの一つとして国名勝に指定されている。

また、人吉球磨地域の10市町村が共同で申請した「相良700年が生んだ保守

と進取の文化」のストーリー（歴史文化遺産 59 件で構成）が、文化庁により日本遺産に認定されている。

今後、国名勝や日本遺産について、広く地域住民に周知し、故郷に対する愛着をさらに深めてもらうとともに、保全、活用に向けた取組みを進めていく必要がある。

（3）民俗文化の保存・継承支援

先人から引き継いだ有形・無形の文化財の保存、活用はもとより、営々として受け継がれている郷土芸能は、人々が「ふる里」への思いを強くし、「潤い」と「温もり」そして「ふれあい」の源泉をなすものである。

しかし、その継承には後継者不足という問題を抱えており、少子化・高齢化の進行に伴い危惧されている。

2 その対策

（1）文化活動基盤の整備・充実

村民にとっての生きがいを見出すため、「心の健康づくり」としての文化活動、文化協会活動の成果発表の機会である「文化祭」を継続的に開催する。

文化協会の活動については、地域の活性化のための文化活動が重要であり、地域を巻き込んだ活動を目指し、地域住民主導の文化活動の振興、各サークル活動の推進に努め、成果発表の機会拡充を図る。

併せて、文化活動の拠点として、通年での活動と発表展示ができる場所を整備することにより、容易に住民が文化活動に接し参加できる機会充実も図る。

（2）文化財の保存・活用

文化財の調査と文化財指定の推進のため、文化財保護専門委員会の活動を支援するとともに文化財を保全していくため専門的な知識を持つ人材の育成を図り、有形・無形文化財の保護に努める。また、専門職である学芸員の配置も検討し、より専門的な知見による文化財の保存や活用を推進していく。

各地区に古くから存在する金属器、石碑・墓碑、岩等に刻まれている文字や故人の功績を文字（文章）化する金石文の調査を行い、史（資）料を作成して後世に継承する。

国名勝や日本遺産を活用し、観光客の誘致を図るため、情報発信の強化、地元ガイドの養成等に取り組む。

（3）民俗文化の保存・継承支援

村内各地に伝わる民俗芸能の保存と継承については、それぞれの地域だけでなく、各学校における子どもたちによる伝統継承にも努めてい

く。具体的には各学校、地域において「伝統文化」の保存を目的に「郷土芸能教室」等を実施し、民俗文化、郷土芸能の積極的な保存・継承を支援するとともに、発表の場の拡充に努める。

また、生活の歴史を伝える民俗資料の整理と調査保存についても取り組み、資料室等を活用し、後世に伝えていく。

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
郷土芸能資材に係る補修費助成件数	1件	毎年度1件程度	

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
10地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化活動基盤の整備・充実 文化財の保護・活用 民族文化の保存・継承支援	村 村 村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第12 再生可能エネルギーの利用推進

1 現況と問題点

近年、日本各地で地球温暖化が要因と見られる巨大台風や豪雨災害等の大規模災害が多発しており、本村においても、令和2年7月豪雨が発生した。今後も排出され続ける温室効果ガスの増加によって、水害等の更なる頻発化、激甚化等が予測される。

本村においては、環境性、防災性の両面から「低炭素かつエネルギー自給率の高い村」を目指し、村内全体で再生可能エネルギーの導入を推進してきた。推進にあたっては計画的に取り組む為に平成26年3月に「球磨村総合エネルギー計画」を平成27年3月に「球磨村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。また、平成31年4月にはCOOL CHOICE（クールチョイス）村長宣言を行う等の、地球温暖化対策を実施している。

さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和3年6月4日にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年6月には、環境省

が募集した、温室効果ガス削減に意欲的な自治体等を支援する「脱炭素先行地域」に第1弾の自治体として選定された。

今後においては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の普及啓発活動に取り組んでいく必要があるが、取り組みにあたっては設備投資も必要となる施策もある為、財政面での課題がある。

目標指標	目 標	備 考
公共施設の二酸化炭素排出量	年間のCO2排出量を280t-CO2以下に抑える。	

2 その対策

公共施設を中心に、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、公用車やコミュニティバス等を電気自動車に切り替えていく。また、住宅への太陽光発電設備の設置や省エネルギー機器の導入、木質系バイオマスの燃料化、風力発電所の建設等、住民や事業者等が実施する地球温暖化対策について、村として支援できる体制づくりを進めていく。

さらに、省エネや地球温暖化に関する情報を住民へ周知することで、村全体で再エネの利用を広げていく。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
11再生可能エネルギー の利用の促進	(1)再生可能エネルギー利用施設	村有施設再生可能エネルギー導入事業	村
	(2)過疎地域持続的発展事業	地球温暖化対策補助金 脱炭素先行地域事業	村 村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 共助のむらづくり

近年、少子高齢化や核家族化の進行等により、地域社会が急速に変化してきており、人間関係が希薄化し、地域では昔からあった隣近所との付き合いや助け合

うといった場面が少なくなりつつある。地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みづくりが必要であり、地域の再生を図り、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けられる仕組みを構築することが求められている。このような状況の中で、自助でできないことを共助が、共助でできないことを公助が担うという仕組みを早急に構築することが必要となっているが、厳しい財政状況等によって、公共的な支援を一人一人へ拡大することはもちろん、維持することも困難になりつつある。

2 その対策

(1) 共助のむらづくり

自助・公助の限界をカバーするものとして、地域に根差した共助の創生・再生を図る。近隣で互いに助け合う共助を推進することで、人と人、人と地域のネットワークを再構築し、地域に住む一人一人へ「自分たちの村は自分たちで創る」という意識を浸透させ、安心して心豊かに暮らせる地域づくりやコミュニティの充実を図る。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項	共助のむらづくり	共助のむらづくり支援事業補助金	村

4 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業	空き家利活用事業 （事業内容） 空き家の改修等に係る補助金を交付し、利活用を図る。 （必要性） 村には民間アパートが無い為、空き家を活用する必要がある。 （事業効果） 空き家を活用することで、地区の活性化と移住・定住に繋げる。	村	
2産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業	創業等支援事業 （事業内容） 村内で創業する個人・企業に補助金を交付する。 （必要性） 村内商工業者の活性化を図る為に必要。 （事業効果） 村内商工業者の活性化を図る。	村	
		くらし応援券(商品券)事業 （事業内容） 村内で使用できるプレミアム付き商品券の発行に対する助成金。 （必要性） 村内商工業者の活性化を図る為に必要。 （事業効果） 村内商工業者の活性化を図る。	村	
		商工会活動支援事業 （事業内容） 商工会の経営基盤安定の為、商工会へ運営費助成を行う。 （必要性） 村内商工業者の円滑な運営を図る為に必要。 （事業効果） 村内経済の活性化を図る。	村	
		買い物支援事業 （事業内容） 移動販売事業者に対して支援を行う。 （必要性） 山間地で買い物できる店まで距離が遠い集落が多数ある為に必要。 （事業効果） 買い物困難者の解消を図る。	村	
		景観整備事業 （事業内容） 球磨村の魅力ある景観を維持する為、村道や村敷地の景観整備を委託する。 （必要性） 景観保全の為に必要。 （事業効果） 景観整備を行い観光入込数を増加させる。	村	
		広報宣伝事業 （事業内容）テレビ、ラジオ、雑誌等に広告掲載を依頼し球磨村を広く宣伝する。 （必要性）球磨村のこと多くの方に知ってもらう方法として必要である。 （事業効果）多くの方に球磨村の事やイベントをしってもらう事が出来る。	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>観光協会事業 （事業内容） 観光協会に助成金を交付し、様々な観光イベントに取り組んでもらう。 （必要性） 球磨村の観光イベントを牽引してもらう上で必要である。 （事業効果） 観光イベントを実施することで、球磨村を知ってもらい、誘客に繋げる。</p>	村	
		<p>中山間地域等直接支払事業 （事業内容） 担い手の高齢化、過疎化が進む中山間地において、地域が共同で農地などを保全するために補助金を交付する。 （必要性） 高齢化が進み、担い手が不足する中山間地農地の適正保全のために必要。 （事業効果） 中山間地農地を適正に保全することが出来る。</p>	村	
		<p>多面的機能支払事業 （事業内容） 農地の多面的機能の維持を目的に集落単位で構成される保全会に交付金を交付し、農地を保全する。 （必要性） 耕作放棄地の解消や農地の適正な管理のために必要。 （事業効果） 地域の農地及び環境や景観を適切に保全していくことが出来る。</p>	村	
		<p>畜産振興事業 （事業内容） 村内の畜産農家に対し、安定した経営を図るため、飼料代、家畜導入などに補助を行う。 （必要性） 資料代、家畜導入費が経営を圧迫するため、補助が必要である。 （事業効果） 畜産経営の向上を図る。</p>	村	
		<p>営農指導事業 （事業内容） 各種生産組織及び部会に対する営農指導を強化し、後継者の育成・生産基盤の強化及び農業所得の向上を図る。 （必要性） 生産基盤の強化、農業所得の向上を図るために必要。 （事業効果） 後継者の育成、農業所得の向上が図られる。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>栗選定技術指導事業 （事業内容） 栗生産農家への技術指導が出来る人材を養成するための事業。 （必要性） 技術指導者がいないと、技術力が向上しないために必要。 （事業効果） 栗農家の技術向上、農業所得の向上のために必要。</p>	村	
		<p>地域林政アドバイザー事業 （事業内容） 林業に関する知識、経験を本に市町村の林政や地域の林業関係者への指導助言を行う。 （必要性） 市町村の森林・林業行政の体制は脆弱、かつ専門的知見を有する者も限られるなどマンパワー・知識双方とも不足している状況にあるため。 （事業効果） 森林資源の成熟により、地域の林業・木材産業の成長産業化、地方創生につながることを目的に、林業技術者により森林・林業行政を支援する事が期待される。</p>	村	
		<p>入会林野整備事業 （事業内容） 入会林の有効活用を目的として、集団的に共同利用されている入会林の整備を行う。 （必要性） 入会林を有効活用するために、名義変更等の整理が必要である。 （事業効果） 入会林整備を行うことで、入会林の活用を図る。</p>	村	
		<p>有害鳥獣捕獲事業 （事業内容） 有害鳥獣による農林産物の被害を防止するため、駆除した頭数に応じて補助金を交付する。 （必要性） 農林産物が荒らされることで、本来得られるはずの所得も下がるため、駆除が必要である。 （事業効果） 駆除することで、農林産物による所得向上を図る。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>森林整備地域支援交付金事業 （事業内容） 森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等にかかる計画的かつ適切な森林の整備を推進する。 （必要性） 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしているため。 （事業効果） 森林所有者などによる計画的かつ一体的な森林施業の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図る。</p>	森林組合	
		<p>くまもと間伐材安定供給対策事業 （事業内容） 間伐の実施を早急に必要とする森林について間伐を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図り、素材市場などへ出荷した場合に間伐材搬出費を助成する。 （必要性） 適正な森林整備のためには、間伐が必要である。 （事業効果） 森林の適正な森林整備に資するほか、間伐材の安定供給を推進する。</p>	森林組合	
		<p>6次産業化推進事業 （事業内容） 6次産業化を推進し、生産性の低い農地で生産された農産物に付加価値をつけ、農家の所得向上に結び付ける。 （必要性） 高齢化が進む中、担い手の減少などにより農地の多面的機能が損なわれかねないため。 （事業効果） 農地の保全、所得の向上を図る。</p>	村	
3地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業	<p>防災無線施設管理事業 （事業内容） 防災無線の管理維持を行い、情報発信を強化する。 （必要性） 非常時だけでなく、通常の情報発信としての手段となっている。 （事業効果） 適切に管理を行うことで情報発信の手段として活用できる。</p>	村	
4交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域公共交通活性化対策事業 （事業内容） 公共交通バス事業者への業務委託及びコミュニティバスの運行費。 （必要性） 採算性が低い過疎地域においては、民間だけの力では運営出来ない為、公的な対策が必要となる。 （事業効果） 交通不便地域の解消を図る。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		橋梁長寿命化事業 （事業内容） 橋梁施設の点検事業。 （必要性） 橋梁施設の安全性の確保。 （事業効果） 長寿命化による維持経費の平準化。	村	
5生活環境の整備	過疎地域持続的発展進特別事業	消防水利実態調査事業 （事業内容） 消防水利の実態を調査し地図データとして整理する。 （必要性） 消防水利の必要個所の把握及び効果的な活用を図るため。 （事業効果） 消防団員が減少しても適切な消防水利の把握が容易になり効果的に活用できる。	村	
		交通安全施設実態調査事業 （事業内容） 交通安全の実態を調査し地図データとして整理する。 （必要性） 交通安全施設の必要個所の把握及び効果的な活用を図るため。 （事業効果） 適切な交通安全施設の必要個所の把握が容易になり交通安全の向上に寄与する。	村	
		広域行政組合負担金（ごみ処理） （事業内容） 人吉球磨広域行政組合負担金。 （必要性） 広域でのごみ処理を行う為に必要。 （事業効果） ごみの適正処理を図る。	村	
		広域行政組合負担金（し尿処理） （事業内容） 人吉球磨広域行政組合負担金。 （必要性） 広域でのし尿処理を行う為に必要。 （事業効果） し尿の適正処理を図る。	村	
		一般廃棄物収集運搬委託料 （事業内容） 村内一般廃棄物の収集運搬事業。 （必要性） ごみ処理の為に必要。 （事業効果） ごみの適正処理を図る。	村	
6子育て支援高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	幼児教育・保育の無償化 （事業内容） 保育料に係る保護者負担を無償化する（副食費含む）。 （必要性） 子育て世帯の経済的負担を軽減し少子化対策につなげる。 （事業効果） 子育て環境、児童福祉の向上。	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		高齢者支援事業 （事業内容） 高齢者生活福祉センター管理運営助成事業、 在宅支援事業。 （必要性） 高齢者の居場所及び在宅での生活を支援する 為に必要。 （事業効果） 高齢者の自立、社会的孤立感の解消を図る。 高齢者福祉の向上。	村	
		子ども・子育て支援事業 （事業内容） 出生児祝金事業、延長保育事業。 （必要性） 出産、子育てしやすい環境整備の為に必要。 （事業効果） 安心して出産、子育てが出来る環境を整え る。児童福祉の向上。	村	
		障害者支援事業 （事業内容） 心身障害者福祉年金支給事業、障害福祉サー ビス事業。 （必要性） 障害があっても安心して生活できる環境を整 える為に必要。 （事業効果） 障害者の方の生活支援及び障害福祉の向上。	村	
		地域福祉活動支援事業 （事業内容） 社会福祉協議会助成事業、民生委員活動助成 事業。 （必要性） 社会福祉協議会及び民生委員が活動する為に 必要。 （事業効果） 子育て世帯の経済的負担軽減を行うことで、 安心して子育てできる環境づくりを図る。	村	
		子ども医療費助成事業 （事業内容） 子ども（高校3年生まで）の医療費一部助 成。 （必要性） 病気の早期治療を支援するために必要。 （事業効果） 住民が安心して生活できる体制の整備。福祉 の向上。	村	
7医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業	球磨村診療所指定管理委託 （事業内容）球磨村診療所の指定管理料委 託。 （必要性）村内唯一の医療機関の確保 （事業効果）村内の医療体制の確保を図る。	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		一般検診事業 （事業内容）住民を対象としたがん検診等の実施事業 （必要性）健康な生活を送る為に必要である。 （事業効果）健康増進及び医療費削減効果。	村	
8教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	生涯スポーツの普及・充実 （事業内容） スポーツ協会等へ助成金の交付と、スポーツ環境や備品の整備を行う。 （必要性） 住民誰もが気軽に参加できるスポーツ環境を整備する必要があるため。 （事業効果） 生涯スポーツを通じて、個人の健康増進や地域との繋がり、活性化を図る。	村	
		球磨清流学園南校舎等解体事業 （事業内容） 老朽化している球磨清流学園南校舎関連施設を解体する。 （必要性） 今後の新たな活用が見込めず、維持管理費も必要となることから、安全面からも解体を実施する。 （事業効果） 解体後の敷地は、グラウンドや駐車場などを整備し、学校や地域での活用を図る。	村	
		学校ICT教育推進事業 （事業内容） ICT支援員を学校に配置する。 （必要性） ICT機器を活用した教育を推進する。また、通常の保守管理や機器の操作指導を円滑に行うため。 （事業効果） ICTを活用した個別最適な学びの実現。情報活用能力の育成。	村	
		プログラミング教育支援事業 （事業内容） ICT機器を活用したプログラミング教育やその支援を行う。 （必要性） 論理的思考力や創造性を育むプログラミング的思考の育成。情報化社会を理解し、活用する力の獲得。 （事業効果） 問題解決のプロセスや、物事を順序立てて考える力が養われる。	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>義務教育学校教科書等整備事業 （事業内容） 4年ごとに改訂される小中学校教科書において、教職員が使用する教科書等の購入。 （必要性） 従来の紙ベースの教科書や指導書だけでなく、近年はデジタル教科書も必需品となっていることから、学習に必要な教科書等を整備する。 （事業効果） 義務教育課程で必要な学習を行うとともに、デジタル教科書を活用することで、効率的な学習が可能となる。</p>	村	
9集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	<p>行政区管理維持業 （事業内容） 行政区長、班長に対して活動業務委託料を支給し活動支援を行う。 （必要性） 行政区及び班の持続的な活動を支援するために必要。 （事業効果） 行政区の活動の円滑化を図る。</p>	村	
10地域文化の振興	過疎地域持続的発展特別事業	<p>文化活動基盤の整備・充実 （事業内容） 球磨村文化協会へ助成金を交付し、文化サークルの活動を活性化させる。 （必要性） 技術の向上や生きがいがづくりの為にサークル活動が必要である。 （事業効果） サークル活動を通じて、生きがいがづくりや文化的生活を送ってもらう。</p>	村	
		<p>文化財の保護・活用 （事業内容） 文化財の保護及び地域における歴史教材としての活用を図る為に標柱や案内板の設置を行う。 （必要性） 文化財の保護と適正管理の為に必要。 （事業効果） 文化財の保護と歴史教材としての有効活用を図る。</p>	村	
		<p>民族文化の保存・継承支援 （事業内容） 郷土芸能保存団体に対して助成金を交付。 （必要性） 民族芸能を保存・継承していく為に必要。 （事業効果） 民族文化の保存・継承を図る。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11再生可能エネルギーの利用促進	過疎地域持続的発展事業	地球温暖化対策事業補助金 （事業内容） 村内の住家が再生可能エネルギーを導入した場合の、住民に対する補助。 （必要性） 2050年までに二酸化炭素実質ゼロを目指すために必要。 （事業効果） 温室効果ガス削減。	村	
		脱炭素先行地域事業 （事業内容） 村内への再生可能エネルギー設備を導入する。 （必要性） 2030年までに二酸化炭素実質ゼロ（民生部門）を目指す為に必要である。 （事業効果） 温室効果ガス削減。	村	
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項	共助のむらづくり	共助のむらづくり支援事業補助金 （事業内容） 行政区や班、地域コミュニティ組織が地域で行う活動に対して補助金を交付する。 （必要性） 地域のコミュニティ維持のために必要。 （事業効果） 地区住民の共助による地区活動を通じてコミュニティの維持を図る。	村	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	概算 事業費（千 円）（見 込）	年度区分（千円）					備考
					8	9	10	11	12	
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	定住促進団地整備	村	500,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		定住促進住宅整備	村	250,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
		移住体験住宅整備	村	4,500	4,500					
2 産業の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家利活用事業	村	13,000	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
		鳥獣害対策事業	村	2,500	500	500	500	500		
		基礎整備事業	村	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200		
		産業振興対策事業（作業道開設補助）	森林組合	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
		作業道生コン補助事業	村	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
		森林環境保全整備事業（公有林）	村	150,000	30,000	30,000	30,000	30,000		
		法正林化事業	村	110,000	22,000	22,000	22,000	22,000		
		(4) 地場産業の振興	農産物集荷・加工施設整備事業	村	153,000	5,000	28,000	120,000		
		加工施設	一勝地果実組合選果機導入支援事業	村	30,000	30,000				
		(5) 企業誘致	レンタルオフィス整備事業	村	39,760					
(9) 観光又はレクリエーション	観光又はレクリエーション	渡地区賑わい拠点施設整備事業	村	1,680,000	50,000	830,000	800,000			
		一勝地交流センター整備事業	村	200,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
		ふるさと振興センター整備事業	村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
		さんがうら農泊施設整備事業	村	54,000	54,000					
		グリーンツーリズム拠点整備事業	村	35,000	7,000	7,000	7,000	7,000		
		創業等支援事業	村	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
		くらし応援券(商品券)事業	村	135,000	27,000	27,000	27,000	27,000		
		商工会活動支援事業	村	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
		買い物物支援事業	村	2,250	450	450	450	450		
		景観整備事業	村	49,000	9,800	9,800	9,800	9,800		
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	広報宣伝事業	村	7,200	1,350	1,350	1,500	1,500		
		観光振興事業	村	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
		中山間地域等直接支払事業	村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
		多面的機能支払事業	村	34,610	6,922	6,922	6,922	6,922		
		畜産振興事業	村	6,265	1,253	1,253	1,253	1,253		
		農業後継者育成事業	村	7,000	1,400	1,400	1,400	1,400		
		票選定住術指導事業	村	2,500	500	500	500	500		
		地域林政アトバイザー事業	村	3,010	602	602	602	602		
		入会林野整備事業	村	2,500	500	500	500	500		
		有害鳥獣捕獲事業	村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
森林整備地域域交付金事業	森林組合	65,000	13,000	13,000	13,000	13,000				
くまもと間伐材安定供給対策事業	森林組合	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000				
6次産業化推進事業	村	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000				

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	概算(千 円)(見 込)	年度区分(千円)					備考		
					8	9	10	11	12			
3地域における情報 化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線施設管理事業	村	35,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000			
4交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	横井大橋線改良	村	70,000		35,000						
		第二茂田線改良	村	60,000		30,000						
(3)林道	(2)過疎地域持続的発展特別事業	毎床越線改良	村	150,000		50,000		50,000		50,000		
		岡線改良	村	120,000		40,000		40,000		40,000		
		第二田代線改良	村	120,000		40,000		40,000		40,000		
		渡大橋線舗装修繕	村	100,000	20,000	20,000		20,000		20,000		
		仲瀬大岩線舗装修繕	村	60,000		20,000		20,000		20,000		
		横井大橋線舗装修繕	村	40,000		10,000		10,000		10,000		
		渡大橋線法面対策	村	85,000		15,000		35,000		35,000		
		通学路要対策箇所整備工事	村	20,000		5,000		5,000		5,000		
		村道全線維持	村	100,000	20,000	20,000		20,000		20,000		
		村道新規開設	村	140,000		35,000		35,000		35,000		
		橋梁長寿命化事業	村	175,000	35,000	35,000		35,000		35,000		
		(5)鉄道施設等	(9)過疎地域持続的発展特別事業	東俣線開設	村	500,000	100,000	100,000		100,000		100,000
				川島大岩線改良	村	120,000		30,000		30,000		30,000
				大瀬大岩線改良	村	25,000	5,000	5,000		5,000		5,000
				一里山線改良	村	80,000		20,000		20,000		20,000
林道全線維持	村			50,000	10,000	10,000		10,000		10,000		
山江球磨線開設	県			505,500	92,500	122,000		97,000		97,000		
川島大岩線開設	県			870,000	194,000	135,000		129,000		206,000		
岡大橋線開設	県			224,000	102,000	122,000						
くま川鉄道管理運営事業	管理機構			50,000	10,000	10,000		10,000		10,000		
くま川鉄道管理運営事業	管理機構			50,000	10,000	10,000		10,000		10,000		
くま川鉄道管理運営事業	管理機構	50,000	10,000	10,000		10,000		10,000				
くま川鉄道管理運営事業	管理機構	50,000	10,000	10,000		10,000		10,000				
地域公共交通活性化対策事業	村	250,000	50,000	50,000		50,000		50,000				
橋梁長寿命化事業	村	50,000	10,000	10,000		10,000		10,000				

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	概算 事業費(千 円)(見 込)	年度区分(千円)					備考	
					8	9	10	11	12		
5生活環境の整備 施策区分	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設維持補修 渡配水区配水管耐震化事業 毎床地区内配水管更新事業 共同給水施設整備(飲料水供給施設) 「安心安全な飲料水」推進対策事業	村 村 村 地区水道組合 地区水道組合	50,000 155,000 30,000 50,000 12,500	10,000 35,000 0 10,000 2,500	10,000 30,000 15,000 10,000 2,500	10,000 30,000 0 10,000 2,500	10,000 30,000 0 10,000 2,500	10,000 30,000 0 10,000 2,500		
	(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	村	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
	(5)消防施設 その他	消防小型ポンプ積載車等整備事業 消火栓、消防水利等整備事業	村 村	32,500 2,500	6,500 500	6,500 500	6,500 500	6,500 500	6,500 500		
	(7)過疎地域持続的発展進特別事業	消防水利実態調査事業 交通安全施設実態調査事業 総合防災マップ改訂事業 広域行政組合負担金(ごみ処理) 広域行政組合負担金(し尿処理) 一般廃棄物収集運搬委託料	村 村 村 村 村 村	3,850 3,300 6,600 304,500 124,500 60,000	3,850 3,300 6,600 51,500 21,000 12,000		63,000 26,000 23,500 12,000	67,000 27,000 27,000 12,000	66,000 27,000 27,000 12,000		
	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センター施設維持補修	村	45,000	45,000						
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	幼児教育・保育の無償化 高齢者支援事業 子ども・子育て支援事業 障害者支援事業 地域福祉活動支援事業 子ども医療費助成事業	村 村 村 村 村 村	690,000 130,000 114,000 10,000 65,000 47,100	138,000 26,000 22,800 2,000 13,000 9,420	138,000 26,000 22,800 2,000 13,000 9,420	138,000 26,000 22,800 2,000 13,000 9,420	138,000 26,000 22,800 2,000 13,000 9,420	138,000 26,000 22,800 2,000 13,000 9,420		
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	球磨村診療所指定管理委託 一般検診事業	村 村	100,000 50,000	20,000 10,000	20,000 10,000	20,000 10,000	20,000 10,000	20,000 10,000	20,000 10,000	
7医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業										

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	概算(千 円)(見 込)	年度区分(千円)					備考	
					8	9	10	11	12		
8教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	球磨清流学園北校舎維持補修	村	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		球磨清流学園南校舎維持補修	村	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		球磨清流学園一休校舎整備	村	2,800,000	300,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	
		学校通信ネットワーク整備事業	村	30,000			15,000	15,000		15,000	
		球磨清流学園屋内運動場維持補修	村	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		スクールバス更新	村	30,000	15,000		15,000			15,000	
		給食施設整備事業	村	300,000			300,000			300,000	
		(3)集会施設、体育施設等 公民館	村	14,480							
		集会施設	村	250,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
		渡地区復興まちづくり支援施設整備	村	1,200,000	600,000	600,000					
9集落の整備等	(4)過疎地域持続的発展特別事業	渡地区遊水地公園整備事業	村	1,030,000			30,000			1,000,000	
		生涯スポーツの普及・充実	村	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		球磨清流学園南校舎等解体事業	村	300,000						300,000	
		学校ICT教育推進事業	村	19,800	3,960	3,960	3,960	3,960	3,960	3,960	
		プログラミング教育支援事業	村	3,100	3,100					3,100	
		義務教育学校教科書等整備事業	村	10,000		5,000				5,000	
		行政区管理維持事業	村	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
		(3)その他									
		(2)過疎地域持続的発展特別事業	村	250,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
		10地域文化の振興 等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化活動基盤の整備・充実	村	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
文化財の保護・活用	村			3,750	750	750	750	750	750	750	
民俗文化の保存・継承支援	村			2,500	500	500	500	500	500	500	
村有施設再生可能エネルギー導入事業	村			65,000	10,000	10,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
地球温暖化対策補助金	村			15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
観光優先地域事業	村			60,000	30,000	30,000				30,000	
共助のむらづくり支援事業補助金	村			15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
11再生可能エネルギー の利用の促進	(1)再生可能エネルギー利用施設										
	(2)過疎地域持続的発展事業										
12その他地域の特 続的発展に関し必 要な事項	共助のむらづくり										